

姫路市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス施設等
に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

令和 3年 4月 1日制定

令和 4年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス施設等においてCOVID-19（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染者等が発生した場合に、障害福祉サービス事業者等が関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援する姫路市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として本市が指定した者をいう。
- (2) 障害福祉サービス施設等 障害福祉サービス事業者等が事業を実施する施設又は事業所をいう。
- (3) 国要綱 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年4月13日障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）をいう。

(補助事業の内容)

第3条 補助事業の内容は、国要綱3(1)に掲げるサービス継続支援事業及び(2)に掲げる協力支援事業とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、障害福祉サービス施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者等が発生した障害福祉サービス事業者等とする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費は、国要綱別添1に掲げる対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の合計額と国要綱別添1に掲げる基準単価のいずれか低い額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(報告又は調査)

第7条 補助金の交付の決定を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長から補助事業に関する報告又は調査の求めがあったときは、必要な協力を行うものとする。

(帳簿の備付け)

第8条 補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業者等は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年度に生じた対象経費の特例)

2 令和3年度に生じた対象経費に関する第5条の規定の適用については、当該対象

経費を令和4年度の補助事業の対象となる経費とすることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。